

設計VE支援業務委託 特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、群馬県が委託する設計VE支援業務委託に適用する。

(定義)

第2条 本仕様書において、群馬県を「甲」、受託者を「乙」という。

(目的)

第3条 本業務は、群馬県が実施する設計VEについて、適正な成果を確保するために必要なVE活動全体にわたる運営上の助言、技術的指導及びVE活動への技術者派遣等を行い、的確かつ効率的な支援を行い、成果をまとめることを目的とする。

(業務概要)

第4条 本業務は、次に掲げる2業務を対象として実施する。

- (1) (一) 利根川(前橋・高崎・玉村工区)設計業務
- (2) 土木事務所における施設管理業務(道路)における業務改善検討

(業務規定)

第5条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、群馬県設計業務委託仕様書によるものとする。

(版権の帰属)

第6条 本業務の成果品は、全て甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく他に複製、公表、貸与、使用してはならない。

(貸与資料)

第7条 甲は、乙に本業務を遂行するに当たって必要となる資料を可能な範囲内において提供するものとする。

第2項 乙は業務完了後、ただちにこれを返却するものとする。なお、甲が貸与する資料の取扱及び管理は十分慎重に行い、破損、紛失、不正利用等ないようにする。

第2章 業務内容

(対象業務及び課題)

第8条 本業務における対象業務及び課題は、次のとおりとする。

1 対象業務

- (1) 業務1 (一) 利根川(前橋・高崎・玉村工区)設計業務
- (2) 業務2 土木事務所における施設管理業務(道路)における業務改善検討

2 業務内容及び課題

(1) 業務1

ア 対象事業

路線名 (一) 利根川(前橋・高崎・玉村工区)

所在地 前橋市下阿内町 外地先

事業概要 河川改修 L=6.0km

イ 課題

本事業は、現在概略設計が完了しているところであり、今年度に詳細設計を実施する予定である。

概略設計では、河道掘削に伴い約80万m³の残土発生が見込まれる一方、搬出先の見通しが立っていない。残土の処理方針(搬出先、運搬距離)によっては、工程及び事業費が大きく変動する可能性がある。また、河道掘削ではなく、築堤により堤防高を確保する場合、堤内地には住宅が密集しているほか、支川におけるバックウォーター対策(バック堤整備や橋梁の架替え等)の追加対応が必要となる可能性がある。

このため、治水機能の向上を前提に、施工条件・周辺影響・事業費等を総合的に勘案し、

コスト削減も考慮した最適案を検討する必要がある。

(2) 業務2

ア 対象業務

土木事務所における施設管理業務（道路）

イ 課題

土木事務所の施設管理係は、道路占用等^{*}に係る窓口業務をはじめ、来庁者対応、境界立会、苦情対応等を担っており、業務は広範かつ多岐にわたっている。

業務改善を検討するにあたっては、現行業務の実態を踏まえつつ、業務内容の見える化を図り、各業務の目的や機能の整理を通じて、真に県民に求められる役割や機能を捉えていくことが重要であるが、これらを体系的に把握することは容易ではない。

更に、近年普及が進むデジタルツール等の活用を含め、手続や業務の進め方の見直しによる効率化とサービス水準の向上を図るため、多角的な観点から代替案の抽出・評価を行う必要がある。

これを踏まえ、VE手法を用いて機能の確保・向上を図りつつ、業務の効率化を基本とした最適案を検討することが求められる。

※参考 前橋土木事務所・施設管理係の業務

道路、河川、砂防施設等の許認可・維持管理、砂利・採石認可、火薬類の取締り、水防事務、花と緑のクリーン作戦

(設計VE実施計画策定及び事前活動支援)

第9条 乙は、チーム編成、対象とする業務特性に応じた収集すべき情報の範囲、現地調査などに関する実施計画を作成し、事前調整会議における円滑な設計VE活動に向けた助言や技術的指導、その他必要となる設計VE事前活動の支援を行うものとする。

(設計VEワークショップ支援)

第10条 乙は、発注者と各業務に応じた受注者側の技術者によるチームを構成し、ワークショップを実施するとともに、適正なVE成果を確保するため、チームリーダー及び技術検討を担当する。

2 乙は、機能定義、機能評価、アイデア提案及びアイデアの組み合わせなどの各段階における助言や技術的指導、その他必要となるワークショップの支援を行うものとする。

(設計VE審査会支援)

第11条 乙は、ワークショップの成果に対する助言や技術的指導、提案の取りまとめを行い、VE審査会及び審査結果における助言・技術的指導、その他必要となる設計VE審査に関する支援を行う。

2 設計VE審査会の対象は、業務1（(一)利根川（前橋・高崎・玉村工区））のみとする。

(成果とりまとめ)

第12条 乙は、上記の業務活動記録の作成及び設計VEを発展させるための留意点や今後の課題等について検討し、取りまとめる。

(活動時間)

第13条 乙は、必要な資料の収集及び現場の把握に努めるとともに、円滑なワークショップ活動への支援を行うものとする。

2 1事業あたりの活動時間は、事前調整会議1日、設計VEワークショップ4日×8時間/日＝32時間とし、審査会約2時間とする。

3 審査会は前条第2項のとおり業務1のみを対象とする。

第3章 設計VEワークショップメンバー

(設計VEワークショップメンバー)

第14条 設計VEワークショップメンバーに関する内容は次のとおりとする。

1 チーム構成

(1) 業務1 設計VEチームの構成員数については、発注者側4名、受注者側3名（チームリ

ーダーを含む)計7名を標準とする。

(2) 業務2 設計VEチームの構成員数については、発注者側4名、受注者側1名(チームリーダー)計5名を標準とする。

2 受注者側チームメンバーの資格

配置予定技術者以外の受注者側チームメンバー(チームリーダーを除く)は、対象テーマに関する高度な専門技術を有する者を選定することとする。

第4章 打合せ協議及び報告書作成

(打合せ協議)

第15条 業務の打合せの回数は、業務開始時、中間打合せ(業務1は2回、業務2は1回)、報告書完成時とし、業務開始時及び成果品納入時の打合せには管理技術者が出席するものとする。

(報告書作成)

第16条 上記の業務活動記録を取りまとめるとともに、報告書を作成する。

第5章 成果品

(成果品)

第17条 本業務における成果品は、次のとおりとする。

- ・報告書(A4判) 1部
- ・電子データ 1式

第6章 積算

(積算)

第18条 本業務における積算について、群馬県積算基準のとおりとする。

第7章 その他

(定めのない事項)

第19条 本仕様書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。